

【写】

富最賃審第7号  
令和8年8月21日

富山労働局長  
福井 尚 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 柳原 佐智子

富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（答申）

標記について、富山県労働組合総連合、富山県医療労働組合連合会、全日本建設交通一般労働組合富山県本部及び富山県高等学校教職員組合からの異議申出に関し、令和8年8月21日付けをもって、貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月5日付け富山地方最低賃金審議会の意見（答申）のとおり決定することが適当である。